

養護教諭の不登校児童生徒に対する働きかけについて

School nurse's approach to students who are
frequently absent

熊谷 圭二郎

Keijiro KUMAGAI

本研究では、養護教諭の不登校児童生徒に対する働きかけやそれを行う上での問題点について検討することを目的とした。養護教諭 16 名に対して質的調査を行ない、KJ 法（川喜田, 1967）を用いて分析した。その結果、57 の小項目、24 の中項目、さらに 6 の大項目にまとめられた。これらから養護教諭による直接的な働きかけと間接的な働きかけの 2 つがあることがわかり、直接的な働きかけとしては、不登校児童生徒に対してカウンセラーの関わりを行ったり、学校・学級へつなぐ役割を担っていたりすることがわかった。また、間接的な働きかけとしては、学級担任や教職員、SC や関係機関を通した働きかけをするなど、対象児童生徒の様子を見ながら、様々な経路を通して働きかけをしようとしていることがわかった。しかし、その一方、養護教諭は多くの学校で 1 人の配置であるために、仕事や役割が多く、また、不登校児童生徒に対する養護教諭の役割が明確になっていないなどの問題があるため、不登校児童生徒に対する養護教諭の直接的・間接的はたらきかけが十分発揮できていないことが明らかになった。

I 問題と目的

1. 不登校児童生徒数の推移と対策

文部科学省の「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小・中学校における不登校児童生徒数は 164,528 人であり、前年度から 20,497 人（約 14%）増加している。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は 1.7%（前年度 1.5%）で、その割合は、6 年連続で増加している。1,000 人当たりの不登校児童生徒数は 16.9 人で、平成 10 年度以降、最多となっている。

これに対し文部科学省（2019）は、「調査結果からは、子供たちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりする状況が見受けられ、周囲の大人が子供たちの SOS をどのように受け止め、組織的対応を行い、外部の関係機関等に繋げて対処していくかが重要である」とし、「個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携による教育相談体制の充実を推進する」ことなどの施策を挙げている。

この不登校に対する支援については、以前から、SC や外部などの専門家との連携が機能するよう校内体制の確立が指摘されており（文部科学省, 2011）、チーム援助の促進が重要視されている。また、山本（2007）は、不登校児童生徒の支援方法として、不登校状態に合わせた以下のような 4 つの支援方法を提案している。「自己主張」ができない児童生徒には、学習指導・生活指導を行うとともに、家族を支える。「行動・生活」に乱れが見られる児童生徒には、関係を保つことに注意しながら、生活指導

連絡先：熊谷圭二郎 kkumagai@cis.ac.jp

千葉科学大学 教職・学芸員センター

Center for Teacher Training and Museum Education

(2020 年 9 月 29 日受付, 2021 年 1 月 7 日受理)

を行い、登校を促す。「強迫傾向」が強い児童生徒には、校内の援助体制を整え、別室登校をさせるとともに、家族を支え校外の専門機関との連携を図る。「身体症状」が重い児童生徒には、児童生徒の気持ちを支えるとともに、保健室登校をさせるなど校内の援助体制を整える、の4つを指摘している。つまり、チーム支援をする上で、子どもの状態を把握し、どのように支援していくかが重要だと考えられる。しかも、これらの不登校傾向が疑われる児童生徒（以下、不登校児童生徒）の支援を考えた場合、学級担任のみならず、児童生徒の心身のケアに携わる養護教諭は、不登校児童生徒の早期発見・早期対応、保健室登校などで重要な役割を担っていると考えられる。

2. 養護教諭の役割

養護教諭の役割は、時代と共に拡大しており、その重要度も増している（熊谷，2019）。2008（平成20）年の中央教育審議会答申では、養護教諭の役割の明確化が図られ、学校保健活動の中核を担うことが求められた（中央教育審議会，2008）。さらに、文部科学省は2017年に「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」を告示し、養護教諭は、「教諭とは異なる専門性に基づき、心身の健康の課題のある児童生徒に対して指導を行っており、従来から力を発揮していた健康面の指導だけでなく、生徒指導面でも大きな役割を担っている」と指摘し、養護教諭の生徒指導面での役割を重視している（文部科学省，2017）。

このように養護教諭の役割が拡大しただけでなく、その重要度が増している一方、課題も多い。例えば、「養護教諭が子どもの現代的な健康課題に適切に対応していくためには、常に新たな知識や技能などを習得していく必要がある」「養護教諭については一人配置が多いことから、（略）対応に苦慮している状況が見られる」「保健室へ入室する子どもの心身の健康課題が多様化しており、また、入室者が多い上に、一人当たりの対応時間も増加しているため、一人の養護教諭では、より良い対応を図ることが困難な状況にある」などが挙げられており（中央教育審議会，2008）、養護教諭の負担も大きなものとなっていることがうかがえる。また、脇山（2010）の調査によると養護教諭が最も大切な役割だと感じていることが教育的役割なのに対して、一般教諭から養護教諭に求められている役割は看護医療的役割だとされ、養護教諭と他の教諭との認識にずれがある。つまり、養護教諭は、生徒指導の面で大きな役割を担っているとされながらも（文部科学省，2017）、実際、学校現場においてその役割はあまり重要視されていない可能性がある。

以上のことを踏まえると養護教諭は、不登校児童生徒に対する対応として重要な役割を担いながらも、学校内では、多くの仕事を抱え、また、児童生徒の生徒指導に

関してはあまり重要視されていない可能性があることから、不登校児童生徒に対して十分な働きかけができていないことが予想される。そこで本研究では、小学校および中学校の養護教諭に対して不登校児童生徒の対応に関する質的調査を行い、どのような意識（目的）をもち、どのように働きかけているのか、また、どのような点で問題を感じているのかを明らかにすることを目的とする。

なお、本研究の「不登校児童生徒」には休みが増えたり、登校しづりが見られたりなどの不登校傾向を示す児童生徒も含めるものとする。

II 研究方法

1. 分析方法

養護教諭の不登校児童生徒に対する対応を広く収集するために、質的研究法を採用した。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での半構造化面接が難しいため、アンケート調査を用い、不明確なところを中心に電話でさらに聞き取り調査を行った。それらの記録をもとに、KJ法（川喜田，1967）により分類した。この分類をするにあたってその妥当性を高めるために、教育学を専門としている大学教員や研究者の協力を得て、3名中2名以上が一致した内容を採用した。

2. 対象とデータの収集

A市の養護教諭16名（小学校13名、中学校3名）を調査対象とした。調査は、2020年3月から5月にかけて行った。

調査は、まずアンケート調査において、「不登校児童生徒に対する働きかけ（対応）について意識している点、困っている点について」を尋ねた。その後、そのアンケート調査をもとに電話で不明確な部分などを中心に聞き取り調査を行った。

3. 倫理的配慮

養護教諭および養護教諭が勤務する学校の学校長に文書や口頭で研究の趣旨を説明し、研究実施の許可をもらった。また、アンケート調査の依頼については、研究目的等を紙面、口頭で知らせた上で、調査協力を承諾し、署名をした教諭に対してアンケート調査および電話によるインタビュー調査を実施した。なお、調査を実施する際には、研究の目的等を説明するとともに、参加の任意性、拒否と中止の自由、成績に影響しないこと、個人情報保護、データ処理についてなどを文書と口頭で説明した上で実施した。

III 結果と考察

分析の結果、養護教諭の不登校児童生徒への働きかけとして57の小項目を生成した。また、それらの小項目を

まとめると24項目の中項目に分けられ、さらにこれらは6つの大項目にまとめられた (Table 1)。これらの関係を把握するため、意識 (目的) と働きかけ、問題を整理し、関連図を作成した (Figure 1)。以下、大項目を【 】、中項目を《 》で表す。

1. 不登校児童生徒への直接的働きかけ

【児童生徒に対する直接的働きかけ】として、《信頼関係の構築》《安心できる居場所の提供》《学校・担任とのつながり構築》《SCや外部関係機関の紹介》《早期発見・早期対応》《直接的働きかけでの問題点》の6つの中項目で構成された。なお、小項目は18である。

①働きかけ

この不登校 (傾向) の児童生徒に対する養護教諭による直接的な働きかけとしては、保健室にやってきた児童生徒や保健室登校の児童生徒に対する働きかけが中心となる。保健室において養護教諭は、児童生徒の怪我や病気などに対するケアを多く行っているが、これらの身体的不調を背景に、児童生徒は現代的健康課題に関わるサインを発している可能性もある。そのため、養護教諭は、怪我や病気のケアを行うだけでなく、児童生徒の様子を見たり、話を聞いたりして問題を抱えている児童生徒の早期発見を心掛けていることがわかった。その中で、不登校に関わりそうな児童生徒がいた場合、学級担任と情報を共有するようにしている。また、学級担任や教科担任のような教科指導に関わる教師とは異なる立場の教師として子どもたちの信頼関係の構築に努めたり、保健室を安心できる居場所として感じてもらえるようにカウンセリングの関わりを行っている。さらには保健室登校などの教室に行けない児童生徒に対しては、養護教諭が学級担任や他の教職員へつなげる役割を担ったり、SCや外部関係機関の紹介なども行ったりしている。本調査から、これらの判断については、児童生徒の様子を見て検討していることがうかがえた。山本 (2007) は不登校状態に合わせて4つの支援を指摘しているが、養護教諭は、児童生徒の様子を見て同様の判断をしていると考えられる。

②問題点

養護教諭が直接的に働きかける上での問題点としては、養護教諭がどこまで介入してよいのか、どのタイミングで関わっていくのがよいのかといった難しさが挙げられた。保健室に来室する児童生徒の心理状態の判断は難しく、その対応が明確でないため、自分の判断がよかったのかどうか不安定な状態に置かれるという。今回、調査した養護教諭は皆、保健室に一人だけ配置されており、専門的な知識をもつスクールカウンセラー (以下、SC) の来校日も週に1回程度であった。また、来校日にSCは面接が多く入っているため、SCと相談する時間も十分確保できていないことが多いという。現代的健康課題を抱

える子どもたちへの対応など養護教諭の役割が増えている中、それらの対応を学校に一人しかいない養護教諭を中心に進めていくことは難しいと考えられる。本調査では、不登校児童生徒の対応に対する養護教諭 (保健室) の役割が明確になっていなかったり、コーディネーターとしてその対応を任せられたりしていることが挙げられていた。様々な問題を抱える子どもたちが増える中、学校の教職員が、それらの児童生徒に対して効果的に関わるためには、あらかじめ共通理解を図った上で、チームとなり、それぞれの教員がどのような役割を担い、働きかけていくかについて具体的にしていく必要があると考えられる。今回調査した養護教諭のほとんどが、1学期に行われる健康診断の事務的な仕事量の多さを指摘していた。そうであるならば、学校・学級への不応などが表れやすい1学期、保健室に来室しても十分な対応ができず、問題を抱える児童生徒の早期発見につながらない可能性がある。さらにコーディネーターとしての役割を担っていても、生徒指導の役割が重視されていなかったり、様々な仕事や役割が多かったりすることから十分な活動ができない可能性がある。現代的健康課題を抱えた児童生徒の対応として養護教諭の役割は重要であるが、他の教員の中にも、その担当者として役割を与えるなど養護教諭を支える存在が必要であると考えられる。現在、少人数学級の必要性が指摘されているが、養護教諭の負担の大きさを考えた場合、養護教諭の配置増員や現代的健康課題を抱えた児童生徒の対応を担う教員の保健室配置が必要になると考える。

2. 担任を通じた間接的働きかけ

【担任を通じた間接的働きかけ】として、《担任との情報の共有》《児童生徒対応への支援》《担任の心理的負担の軽減》《担任との関わりでの問題点》の4つの中項目で構成された。なお、小項目は8である。

①働きかけ

養護教諭は、児童生徒の心理的な問題に対して早期発見できる立場にあるため、気になる児童生徒がいた場合、学級担任に、そのことを伝え、早期対応できるように働きかけていることがわかった。しかし、このとき養護教諭の関わりが大きくなると、学級担任が問題を抱える児童生徒の対応を養護教諭任せになる可能性があることが本調査から明らかになった。学級担任は児童生徒に最も近い存在であり、生徒指導の中心的役割を担うことから、養護教諭は、学級担任に働きかける際、学級担任の考えや主体性を尊重し、養護教諭任せにならないように問題を抱える児童生徒に関わっていく必要がある。また、現在、特別支援教育が必要な児童生徒が学級に数名いる場合も多く、生徒指導の面で学級担任が余裕を失っていることも考えられる。そのため、学級担任が養護教諭や他

の教員に問題を抱える児童生徒の一部を任せざるを得ない可能性も考えられる。その際、養護教諭は、学級担任の心理的負担の大きさに気を配り、その様子を見ながら、担任の話を聞いたり、SCのような専門家につないだりすることを意識していることがわかった。

②問題点

本調査では、学級担任によって問題を抱える児童生徒に対する意識・対応などが異なることが問題として挙げられた。足並みをそろえた指導をするためにも、学級担任との十分な話し合いが必要であるが、場合によってはケース会議を行い、担任によって対応に差が出ないようにすることも必要である。

3. スクールカウンセラー（SC）を通じた間接的働きかけ

【SCを通じた間接的働きかけ】として、《SCとの状況・対応の共有》《(SC) 対応についての相談》《面接・コンサルテーションの依頼》《SCとの関わりでの問題点》の4つの中項目で構成された。なお、小項目は7である。

①働きかけ

養護教諭は、全校の児童生徒と関わる可能性があり、心身の健康状態を把握しやすい立場にいるため、SCとの関わりも多く、相談しやすい立場にある。そこで養護教諭は、不登校傾向が疑われる児童生徒がいた場合、その情報をSCに伝え、対応について相談し、時には児童生徒・保護者への面接や担任に対するコンサルテーションの橋渡し役を担うときもあることがわかった。

②問題点

SCについては来談日が限られていたり、保護者や児童生徒、教員との相談が多数入っていたりするため、養護教諭と十分な話し合いができない可能性があることが本調査からわかった。難しいケースの場合は、SCのような専門家を中心にその対応を考えていく必要があるだろうが、児童生徒の様子が気になるといった軽いものについては、担任や教職員と話し合いながら対応していくことも考えられるだろう。しかし、SCとの情報交換や相談は、不登校児童生徒の対応を考え、進めていく上でとても重要だと考えられることから、あらかじめSCが来校する日にはSCと養護教諭などが互いに情報交換する時間を設定する必要があると考えられる。

4. 教職員を通じた間接的働きかけ

【教職員を通じた間接的働きかけ】として、《教職員との情報・対応の共有》《チームでの関わりでの促進》《管理職への報告・相談》《教職員との関わりでの問題点》の4つの中項目で構成された。なお、小項目は9である。

①働きかけ

養護教諭は、不登校傾向が疑われる児童生徒がいた場

合、担任のみならず、学校の教職員を通して情報を集めたり、学校の人的資源を活用したりすることも意識していることがわかった。また、養護教諭が、コーディネーターとして、ケース会議の企画やチームでの関わりでの促進、管理職への報告・相談などの役割を行う場合もあるという。このケース会議によって不登校児童生徒への対応について教職員の足並みが揃うとともに、本人に関わる情報がさらに集まることもあることがわかった。ケース会議の開催は、教職員にとって負担が大きい可能性があるが、問題を抱える児童生徒に関わる学級担任や養護教諭が安定した気持ちで取り組めるという点でとても重要である。

②問題点

問題点としては、不登校の問題に対して養護教諭がどこまで関わるかといったことが明確でなかったり、保健室登校の是非が問題になったりすることが挙げられる。また、ケース会議についてもそのための時間が取れず、実施できないこともあるという。チーム学校の必要性が指摘されているが、問題を抱える児童生徒に対してチームで関われるようなシステムを築くことは喫緊の課題であると考えられる。

5. 関係機関を通じた間接的働きかけ

【関係機関を通じた間接的働きかけ】として、《関係機関対応についての相談》《関係機関との情報の共有》《関係機関との関わりでの問題点》の3つの中項目で構成された。なお、小項目は5である。

①働きかけ

養護教諭の仕事の一つとして外部の専門家や関係機関との連携が挙げられているが（文部科学省、2008）、不登校対応においても養護教諭は、外部関係機関との連携の窓口として、コーディネーターとして中心的な役割を果たすこともある。文部科学省（2017）も、現代的健康課題を抱える児童生徒への対応を進めていく上で、養護教諭が、関係機関とのコーディネーター的な役割を果たすことを重要視している。そのため関係機関との連携が必要な場合、養護教諭は、相談すべき関係機関を選定し、相談の窓口となる可能性が高いという。また、児童生徒が外部の関係機関と関わりを持っている場合、必要に応じて連絡を取り、情報の共有を行っていることがわかった。

②問題点

問題点としては、どこに相談したらよいのかといった相談機関の選定や情報の共有範囲などがある。関係機関との相談については個人情報に関わる問題だけに管理職や保護者と相談しながら、どこまで情報を伝えるべきかについては十分検討していく必要があると考えられる。

6. 養護教諭（保健室）や本人などに関わる問題

【養護教諭（保健室）や本人などに関わる問題】として、《養護教諭（保健室）の問題》《本人の問題》《保護者の問題》の3つの中項目で構成された。なお、小項目は10である。

これまで養護教諭の直接的、間接的働きかけの問題をみてきたが、本研究から働きかけ以外にも、養護教諭（保健室）や本人・保護者に関わる問題も明らかになった。その問題の一つに、養護教諭の役割や学校における保健室の位置づけに関わる問題が挙げられる。具体的には、これまで見てきたように、不登校児童生徒に対して養護教諭がどこまで関わるのか、保健室登校はよいのかといった問題である。不登校児童生徒といっても様々なタイプがあり、そのケースによって対応が異なってくる。そういう点でケース会議は、月に1回以上、定期的に行い、教職員でその対応やそれぞれの教員の役割について共通理解を図ることは大切である。また、本調査では、保健室は他の児童生徒も訪れるため、怪我や病気で一時的に訪れた子どもとの対応の区別が難しいということが指摘された。不登校児童生徒からすれば、他の児童生徒に見られたくないという思いもあるかもしれないし、他の児童生徒からすれば、教室に行かず保健室で休んでいる児童生徒がいた場合、その児童生徒を特別扱いしていると不満に思うことも考えられる。保健室登校という言葉が使われるようになった現在においても、保健室における不登校傾向の児童生徒の対応が難しいことが予想される。保健室は他の児童生徒も利用することから、ケースによっては保健室以外にも別室を用意し、不登校児童生徒が登校しやすい場所・環境を確保する必要がある。

また、もう一つの問題として、本人や保護者の状態に関するものが挙げられる。本人の状態としては、不登校に対する問題意識が欠如しており、学校に行かないことを問題と感じていない場合もあるということである。また、ゲームやスマホへの依存や昼夜逆転した生活となっ

た場合、本人と関わるのが難しいということが挙げられる。保護者に関しては、問題意識の欠如であったり、連絡が取れない、協力が得られないといった問題がある。このような状態になった場合、学校からの働きかけ自体が難しい。その場合、長期的な関わりも必要だが、福祉的な関わりも必要だと考えられる。

IV. 今後の課題

本研究では、養護教諭の不登校児童生徒に対する対応について調べるために、養護教諭に対して質的調査を行い、不登校児童生徒に対してどのような働きかけをしているのか、問題は何かについて検討することを目的とした。当初、半構造化面接を行い、働きかけについてより詳細に聞き取っていく予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって調査を急遽、アンケート調査および電話による聞き取り調査に変更した。そのため、十分な聞き取りができていない可能性がある。とくに本調査では、保健室に入室した児童生徒の心理的な状態をどのようにアセスメントしているのか、どのような会話をしているのか、さらに学級担任をはじめ、学校の教職員との連携などでは具体的にどのような手順で働きかけしているのかといった詳細な部分までは踏み込んで調査できていない。さらには不登校の問題について養護教諭は学校においてどのようなことが期待されていると感じているのかについても触れることができなかった。養護教諭が多く役割を担い、生徒指導の面でも期待されている中、今後、不登校児童生徒に対してどのような働きかけをしていくかは、さらに深く掘り下げて検討していく必要があると考える。また、保健室に複数の養護教諭（および教諭）が配置されている学校ではどのような対応をしているのかを検討していく必要がある。今後の課題である。

Table 1 養護教諭の不登校児童生徒への働きかけ

大項目	中項目	小項目
【本人への直接的働きかけ】	《信頼関係の構築》 《安心できる居場所の提供》 《学校・担任とのつながり構築》 《SCや外部関係機関の紹介》 《早期発見・早期対応》	《声かけ》《ほめる》《時間の共有》 《居場所づくり》《本人の理解》 《学級や学校の情報を伝える》《教室入室の誘い》 《SCの紹介》《病院や相談機関の紹介》 《様子(状態)の把握》《話を聞く》 《介入の範囲》《対応のタイミング》《保健室の位置づけ》《対応の是非が不明》《時間外の保健室利用》《(心の)病気などの状態判断の難しさ》《他の児童生徒との関わり》
	《直接的働きかけでの問題点》	
【担任を通じた間接的働きかけ】	《担任との情報の共有》 《児童生徒対応への支援》 《担任の心理的負担の軽減》 《担任との関わりでの問題点》	《保健室での情報の伝達》《本人の印象の聞き取り》 《これまでの経験や気づきを話す》 《担任の話を聞く》《SCの紹介》 《養護教諭任せ》《意識・対応のズレ》《先生による考え方の違い》
	《SCとの状況・対応の共有》 《(SC) 対応についての相談》 《面接・コンサルテーションの依頼》 《SCとの関わりでの問題点》	《把握している情報の伝達》《SCの面接などの様子の把握》 《対応についての相談》 《本人や保護者との面接を依頼・調整》《担任の紹介(担任への支援・コンサルテーション)》 《限られた勤務日》《相談件数の多さ》
【学校の教職員を通じた間接的働きかけ】	《教職員との情報・対応の共有》 《チームでの関わりでの促進》 《管理職への報告・相談》 《教職員との関わりでの問題点》	《把握している情報の伝達》《本人の情報の収集》《現在の対応を伝達》 《コーディネーターとしての働きかけ》《ケース会議の企画・運営》 《不登校児童生徒の状況や対応の報告や相談》 《養護教諭の役割が不明確》《保健室登校の是非》《会議の機会・時間の不足》
	《(関係機関) 対応についての相談》 《関係機関との情報の共有》 《関係機関との関わりでの問題点》	《本人や保護者への対応についての相談》 《学校での状態の伝達》《関係機関での様子等の聞き取り》 《相談機関の選定》《個人情報の守秘義務》
【養護教諭(保健室)や本人などに関わる問題】	《養護教諭(保健室)の問題》 《本人の問題》 《保護者の問題》	《不登校児童生徒への養護教諭(保健室)の役割不明》《多忙》《怪我や病気の対応との区別》《他の児童生徒との関係》 《本人の問題意識の欠如》《昼夜逆転した生活》《ゲームやスマホへの依存》 《保護者の問題意識の欠如》《連絡が取れない》《協力が得られない》

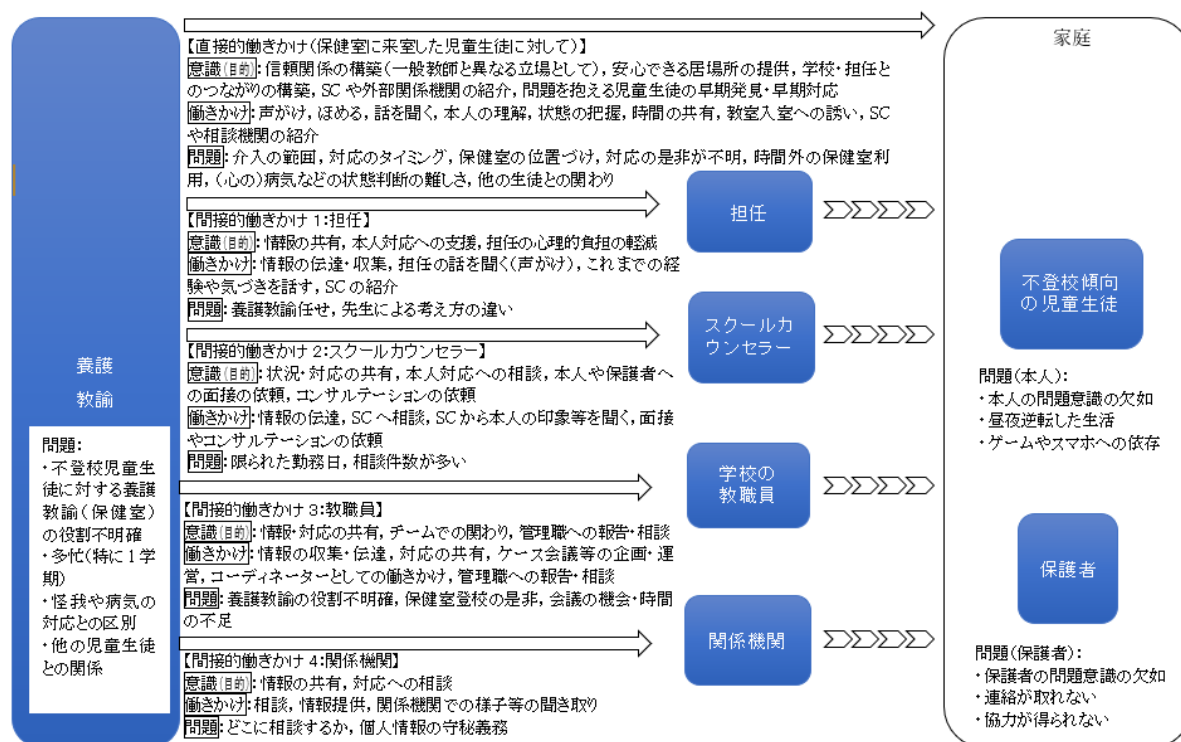


Figure 1 養護教諭の不登校児童生徒への働きかけ

引用文献

中央教育審議会：子どもの心身の健康をも守り，安全・安心を確保するために学校全体としての取り組みをすすめるための方策について（答申），2008.

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2009/01/14/001_4.pdf（2019年11月10日参照）

川喜田二郎：発想法—創造性の開発のために— 中公新書，1967.

熊谷圭二郎：養護教諭の歴史とその役割 教職・学芸員センター通信 6,35-40，2019.

文部科学省：生徒指導提要，2011.

文部科学省：現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～，2017.

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/__icsFiles/afieldfile/2017/05/01/1384974_1.pdf（2019年11月10日参照）

文部科学省：平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について，2019 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/10/1422020.htm（2020年7月閲覧）

脇山美希：学校の中で養護教諭に求められる役割に関する研究—一般教諭からみた養護教諭のあり方を中心に— 帝京短期大学紀要 (16),151-160，2010.

山本 奨：不登校状態に有効な教師による支援方法 教育心理学研究,55,60-71，2007.